

# 千葉県麻しん対応指針

## 1 目的

本指針は、県内関係機関が連携を図り、麻しん患者発生情報を共有し、効果的な対策を講ずることにより、国の「2012年麻しん排除」に向け、「県内麻しん患者<sup>ゼロ</sup>」を目指すことを目的とする。

## 2 基本方針

- (1) 関係機関は、平常時から麻しんに関する知識の普及に努め、定期予防接種を推進する。
- (2) 医療機関は、麻しん患者の早期発見に努め、患者を診断した医師は健康福祉センター（保健所）へ発生届を提出する。
- (3) 学校等は、平常時から未罹患で麻しん予防接種の未接種者を把握するとともに、麻しん患者が発生した時は関係機関と連携し、自ら感染拡大防止に努める。
- (4) 健康福祉センター（保健所）は、学校等からの麻しん患者発生情報を受け、感染拡大防止のための指導・助言を行う。
- (5) 市町村は、麻しんの定期予防接種の推進に努める。
- (6) 健康福祉部は、県医師会と連携を図り、定期予防接種率の向上と、県内における麻しん患者の発生状況を把握し、関係機関に情報提供する。
- (7) 本指針に基づき得られた情報は、麻しん対策にのみ用いられるものであり、関係機関は、個人情報保護と患者への偏見等、患者等に対する不利益が生じないように努める。
- (8) 本指針に基づく各機関における具体的な対応は、マニュアル等で別に定める。